

(証券コード：4316)

2022年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区内神田二丁目12番5号

株 式 会 社 ビ ー マ ッ プ

代表取締役社長 杉 野 文 則

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、次頁以下にご案内のとおり、インターネットによりご自宅等から株主総会にご出席できる仕組みをご用意いたしますので、株主の皆様におかれましては、極力、郵送またはインターネットによって2022年6月27日（月）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区内神田2-12-5 内山ビル5階 株式会社ビーマップ
大会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 従業員に対する税制適格型ストック・オプション（新株予約権）発行の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権行使書面において、議案に賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎ 本通知の添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト※に掲載しており、本招集ご通知および提供書面には記載しておりません。本招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした各書類の一部を構成します。
- ◎ 事前の議決権行使にご協力いただいた株主様には、議案への賛否に関わらず、8月上旬をめどに**Quoカード500円分**を郵送させていただきます。また、**お土産のご用意はございません**ので、あらかじめご了承ください。

※ インターネット上の当社ウェブサイト <http://www.bemap.co.jp/>

株主総会へのインターネット出席及び議決権行使について

2022年5月現在、当社株主総会を開催する東京都内におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言等はありませんが、本株主総会につきましては、昨年までと同様、インターネット出席が可能な準備を整えるとともに、会場規模の縮小、来場の制限等適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、株主さまと総会運営スタッフの感染リスクを避けるため、**後記1. インターネット出席**、または、事前に書面又はインターネットでの議決権行使をしていただいたうえで**後記2. インターネット閲覧**をご利用いただき、株主様の健康状態にかかわらず、開催日当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使いただいた株主様には議案への賛否に関わらず、Quoカード500円分を進呈させていただきます。(本年8月上旬のご送付を予定しております。)

1. インターネット出席について

開催日当日に当社指定のウェブサイトを通じて、ライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問が可能です。実際に株主総会の会場にお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

開催日当日（2022年6月28日（火曜日））の午前9時45分以降、別途当社ホームページにてお知らせするURLにアクセスしてご参加ください。その際、議決権行使書に記載されております「株主番号」「議決権行使個数」の入力が必要となりますので、議決権行使書の控え（書面行使の際に郵送ハガキから切り分けた半券部分）を当日まで大切に保管してください。

議決権行使書

株主番号 ●●●●●●●●●● 議決権行使個数 ●●個 ~~~~~ この部分を使用しますので、捨てずに保管してください。	控え (半券) ハガキ部分
--	---

事前に書面またはインターネットで議決権行使いただいていない株主様におかれましては、上記の当社指定のウェブサイトより、決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

なお、上記の当社指定のウェブサイトより、質問を行うことができます。質問につきましては、入力いただいた内容を議長が代読させていただきます。質問を行う期間・タイミング、方法については議長の指示に従っていただきます。

また、動議につきましては、インターネット出席では対応いたしませんので、動議を行

う可能性のある方は会場へのご出席をお願いします。会場へのご出席に際しては、後記4. を参照ください。

ご注意事項

インターネットご利用に際して必要な通信・通話のための機器類及び利用料等一切の費用については、株皆様のご負担となります。また通信環境の影響により、ライブ配信の映像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害によってインターネットご視聴株主様の皆様が被った不利益に関しては、一切責任を負いません。

円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続に関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、会場出席株主様から提出いただいたもののみを取り上げ、インターネットご出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性がある株主様におかれましては、会場出席の方法で定時株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。

上記の他、インターネットを用いた株主総会の詳細は、当社ホームページにてお知らせいたしますのでご参照ください。

当社ホームページ：<http://www.bemap.co.jp/>

2. インターネット閲覧について

開催日当日に当社指定のウェブサイトを通じて、ライブ中継をご視聴いただけます。

開催日当日（2022年6月28日（火曜日））の午前9時45分以降、別途当社ホームページにてお知らせするURLにアクセスしてご参加ください。

その際、議決権行使書に記載されております「株主番号」「議決権行使個数」の入力が必要となりますので、議決権行使書の控え（書面行使の際に郵送ハガキから切り分けた半券部分）を当日まで大切に保管してください。

議決権行使書

株主番号 ●●●●●●●●●● 議決権行使個数 ●●個 ~~~~~	控え (半券) ハガキ部分
--	--

この部分を使用しますので、捨てずに保管してください。

3. 事前の議決権行使について

開催日当日に前期1. インターネット出席、会場への出席が出来ない場合は、議決権行使を6月27日（月）午後6時までに行っていただくようお願いします。

書面（同封の議決権行使書のハガキに記入して投函）、インターネットのいずれかで行うことができます。

3-1. 書面による事前の議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

（切取線）

1. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

賛成の場合▶「賛」の欄に○印 否認する場合▶「否」の欄に○印

議案につき賛否の表示をされない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

3-2. インターネットによる事前の議決権行使について

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否を2022年6月27日（月曜日）午後6時までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

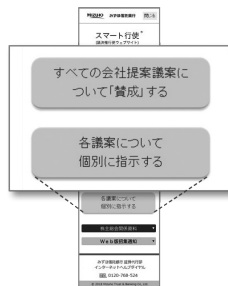
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

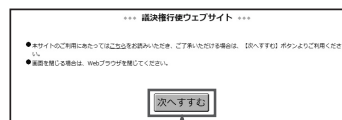
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

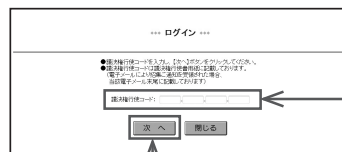
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

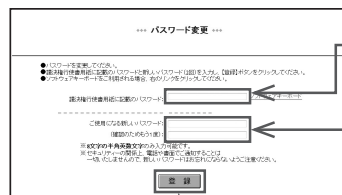
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間 平日午前9時～午後9時）

4. 開催日当日のご来場について

日時： 2022年6月28日（火）10:00より（受付開始9:30より）

会場：東京都千代田区内神田2-12-5 内山ビル5階 株式会社ビーマップ 大会議室

当日ご来場の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

感染防止のため、最寄駅・会場周辺での当社スタッフによるご案内は行いませんのでご了承ください。

ご来場時の注意事項

- マスクをご着用のうえ、ご来場ください。
- 会場入口にて検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。
- 株主さまご自身の議決権行使書をご持参ください。
- 会場には大人数を収容することができません。また、熱源となる撮影・配信用の機材を設置いたします。これにより室温が高めとなる可能性がありますので、役員、当社スタッフにつきましては、クールビズ着用とさせていただきます。
- 役員の一部はインターネットでの参加となる可能性があります。

(添付書類)

事 業 報 告

2021年4月1日から2022年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残りました。また、急激な円安、半導体や食料・資源の供給不安、ウクライナ情勢など先行きの不透明な状況が一層強まりました。

当社グループの主な事業領域でありますIT関連業界におきましては、前期からの継続案件を中心に需要は維持されましたが、今後不景気の影響を受けることが予想されるとともに、人手不足の深刻化や受注獲得競争の激化、半導体の供給減に伴う情報通信機器の製造・流通停滞の懸念が生じております。インバウンド需要につきましては、東京オリンピックの無観客開催・変異株流行に伴う入国制限など訪日外国人がほぼ途絶した状況にあり猛烈な逆風下にあります。

このような市場環境の中、当社グループは前連結会計年度（2021年3月期、以下「前期」）並みの事業規模と収益の確保に向け取り組みました。モビリティ・イノベーション事業において、株式会社ジェイアール東日本企画向けの時刻表・経路探索技術の提供が第1四半期中に終了する予定であったことから、この減少分については他事業分野を含めて回復させる目標を立てて取り組みを続けてまいりました。

しかしながら、長期化するコロナ禍で鉄道の利用者が減少したことに伴い鉄道各社からの開発案件が伸びず、インバウンドの減少によりWi-Fiのニーズも縮小し構築案件が激減いたしました。こうした状況を克服するため、MaaS（Mobility as a Service）関連の開拓、ミリ波を活用した無線システムや賃貸・集合住宅向けWi-Fi提供などに取り組みしましたが、立ち上がりが遅れており、当連結会計年度においては大規模な実績を上げるには至りませんでした。

この結果、3事業分野全て売上高が前期を下回り、特にモビリティ・イノベーション事業分野、ワイヤレス・イノベーション事業分野は大きく下回りました。売上高減少に伴い売上総利益も減少し、また、要員の稼働率が低下したこと等により労務費等の販売費および一般管理費が増加し、営業損失を計上するに至りました。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

また、各事業分野のセグメント利益又は損失（営業利益又は損失、以下同）は、全社費用103,121千円（前期100,341千円）を含まない額であります。

①モビリティ・イノベーション事業分野

モビリティ・イノベーション事業分野においては、鉄道等社会インフラ提供事業者向けのシステム開発・サービス提供を行っております。

当事業分野においては、交通系ICカードに関わるサービス（transit manager）や私鉄系のアプリ開発の拡充、更には鉄道事業者等のMaaS（Mobility as a Service）関連投資を積極的に獲得し、前期並みの事業規模を維持する計画を立てておりました。しかしながら、新型コロナウイルスの影響による鉄道利用者の減少を受けるなどにより事業展開は来期以降となる見込みであり、全体としては減収減益となりました。

この結果、当事業分野の売上高は106,131千円（前年比52.9%減）、セグメント損失は40,612千円（前期はセグメント利益60,013千円）となりました。

②ワイヤレス・イノベーション事業分野

ワイヤレス・イノベーション事業分野においては、無線LAN等の社会インフラ間のハブとなるシステム開発・サービス提供を行っております。

無線LANの各種システム・サービスについては、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（NTTB）との協力により、通信・鉄道・流通や自治体をはじめとする無線LANスポット提供事業者に対して事業展開を進めております。インバウンド関連の投資需要の激減を受け、従来下半期とりわけ第4四半期に集中していた大型構築案件も減少いたしました。保守運用については予定通り進捗しましたが、ミリ波を活用した無線システムや賃貸・集合住宅向けWi-Fi提供などの新規取り組みは小規模な成果に留まりました。その他、通信キャリアと共同で各種IoTにも取り組みましたが収益への貢献は限定的となり、全体としては減収減益となりました。

この結果、当事業分野の売上高は630,589千円（前年比22.4%減）、セグメント利益は19,975千円（前年比76.0%減）となりました。

③ソリューション事業分野

ソリューション事業分野においては、上記以外の映像配信システム事業、TVメタデータのASP事業、コンテンツプリント事業、O2O20事業・MMS事業等を行っております。

その中でもO2O20事業・MMS事業等の新規事業を当事業分野の主要な柱とすべく重点的に取り組みました。コロナ禍の影響で苦戦いたしましたが、自治体・事業会社向けのIgniteNET・Edge-Coreなどハードウェア販売が伸長したほか、O2O20事業・MMS事業が徐々に回復し、企業向けシステム開発などの案件も上乘せされ、ほぼ前期並みの売上高を確保いたしました。

この結果、当事業分野の売上高は284,485千円（前年比7.0%減）、セグメント損失は20,874千円（前期469千円の損失）となりました。

このような事業活動の結果、当連結会計年度の売上高1,021,205千円（前年同期比24.0%減）、営業損失144,632千円（前期は営業利益46,991千円）、経常損失148,478千円（前期は経常利益59,261千円）、親会社株主に帰属する当期純損失155,872千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益41,458千円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は9,456千円で、建物が6,247千円、工具器具及び備品が581千円、土地が2,627千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、社債又は新株の発行等による資金調達は行っておりません。なお、新株予約権の一部行使により0千円の資金を得ました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属するモバイル業界においては、ビジネス環境は常に進化し続けています。とりわけ5G、Ma a S等の技術革新、新サービスの登場は、既存技術・サービス、顧客を基本にした事業環境を激変させる可能性がある一方、他社に先駆けて斬新なサービスを創出するチャンスでもあります。このような環境において、当連結会計年度においては、とりわけモビリティ・イノベーション事業分野、ワイヤレス・イノベーション事業分野において売上規模が大幅に縮小したため、次年度以降の回復が急務となっております。そのため、魅力的なサービスの企画提案とその提供、新たな成長機会の追求、そして事業全体の効率化の更なる推進を図るとともに、当社の最も重要なリソースである人材の採用・育成・強化に努めます。その具体的取り組みとして、以下の四点を課題に掲げております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

① 顧客への提案営業力の強化

当社グループは、社会的に重要なインフラを提供する顧客を抱えており、非常にユニークな立ち位置にあることを認識しております。これら既存顧客に対し、市場環境や、技術革新、新たなユーザーニーズを踏まえた提案を重ね、より深耕し受注を受けること、又はパートナー企業と連携した共同事業の企画展開を図ることで、他社が容易に真似できない付加価値の高いサービスの実現を目指します。特に技術革新、新サービス登場により事業環境の変化に対応できる高度な人材の採用・育成により、顧客に対し魅力的な提案を行っていくことが今後の当社の成長のカギであると考えております。

② 新規顧客からの案件獲得、当社独自商品・サービスの展開

社会インフラを中心とする主要顧客については、3月に受注・売上が集中する傾向があるため、月次ベース・四半期ベースでの収益の凹凸が顕在化しております。また、提案を行いつつシステムの完成を図る案件プロセス上の特性により、利益率が低くなるケースがあります。

当社は安定した受注・売上と高い利益率を獲得する観点から、既存顧客への提案と開発を通じて得た資産とノウハウを新規顧客に展開していくこと、当社独自の商品・サービスを展開し高収益を確保することを、最重要の課題として取り組んでまいります。

③ 案件ベースでの損益分岐点把握と原価管理の徹底

当社グループの経営成績は、5期ぶりに当期純損失を計上し、利益剰余金は過去の損失も含めて依然としてマイナスであり配当等の株主還元を実現できずしております。この状況を解消するため、収益力を向上させることが必要であります。

当社としては、一定の利益を確保できるよう、事業ごとの損益分岐点を見極め、それに見合った経費統制を含む案件管理・進捗管理を実施してまいります。

④ 工程管理・工数管理の徹底を通じた品質・納期管理による収益性向上

獲得した各案件において、安定した利益を生み出すためには、技術力・品質管理スキルの向上が必須となります。過去、受託開発案件などで計画外の追加開発費や補修費が発生し、全社損益を悪化させたことがあること、また、ワイヤレス・イノベーション事業を中心に運用案件が増加していることから、システムの安定性を向上させることが非常に重要になっております。そこで、営業、生産、運用及び品質管理に関して各担当者が身に付けるべき技術力、及びそのプロセスを標準化するとともに、工数管理・工程（進捗）管理の徹底、効率的なテスト・出荷前検査・運用マニュアルの整備などの実施を通して収益性を向上させ、人材の強化に努めてまいります。また、新型コロナウイルスの流行に伴い、リモートワークへの移行など労働環境が激変する中においても、効率的な業務遂行体制と業務従事者の健康を維持できるよう努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2019年3月期)	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,482,455	1,494,314	1,344,062	1,021,205
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	83,741	116,092	59,261	△148,478
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	63,118	88,865	41,458	△155,872
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	19.57	27.55	12.85	△48.32
総 資 産(千円)	1,032,137	1,199,061	1,314,731	941,447
純 資 産(千円)	733,219	850,292	930,628	752,554

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2019年3月期)	第22期 (2020年3月期)	第23期 (2021年3月期)	第24期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,481,198	1,493,840	1,343,978	1,021,178
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	78,177	97,479	54,987	△137,413
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	54,419	70,535	38,599	△145,481
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	16.88	21.87	11.97	△45.10
総 資 産(千円)	1,016,131	1,165,018	1,279,420	912,854
純 資 産(千円)	718,335	816,968	894,345	727,405

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社こんぷりん	10百万円	51.0%	インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したコンテンツの企画、デザイン、制作、運営及び販売業務 など

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 な 事 業 内 容
株式会社MMSマーケティング	17.5百万円	29.6%	「メディアによる情報発信」からデジタルデバイスでの認証を通じて「実店舗での購買」までを連携するマーケティングプラットフォームを活用したサービスの提供及びデータの取扱

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
当社には該当する特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、コンテンツインフラ及びそれを活用したコンテンツの企画・開発・運営・販売から構成されるモバイルシステムインテグレーション事業を行っております。
提供サービスの内容は次のとおりであります。

事 業 分 野	内 容
モビリティ・イノベーション事業	交通関連、移動体向けのインフラ提供事業
ワイヤレス・イノベーション事業	無線LAN事業
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	画像配信システム事業、TVメタデータ関連事業、O2O2O事業、MMS事業、コンテンツプリント事業等

(8) 主要な拠点等（2022年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地
当 社	東 京 都 千 代 田 区

(9) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
81名	4名増

(注) 従業員数は、アルバイト等6名を含みます。

② 当社の使用人数

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
81名	4名増	42.0歳	10.0年

(注) 従業員数は、アルバイト等6名を含みます。

(10) 主要な借入先及び借入金残高（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,650,000株

(2) 発行済株式の総数 3,226,387株
(自己株式1,013株を除く。)

(3) 株 主 数 3,813名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
杉 野 文 則	239,500株	7.42%
株 式 会 社 S B I 証 券	136,900株	4.24%
渡 邊 保 典	58,500株	1.81%
松 井 証 券 株 式 会 社	54,400株	1.68%
清 水 和 美	49,800株	1.54%
楽 天 証 券 株 式 会 社	42,900株	1.32%
和 久 田 三 千 代	36,800株	1.14%
鍵 谷 文 勇	35,300株	1.09%
戸 田 宗 雄	24,400株	0.75%
佐 々 木 真 司	23,900株	0.74%

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議の日	2013年6月26日 当社定時株主総会 2014年3月20日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2014年3月20日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2015年4月23日 当社取締役会
新株予約権の数	100個	200個	44個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,000株	20,000株	4,400株
新株予約権の発行価額	8,210,000円	13,860,600円	3,242,800円
株式の発行価額	1円	1,125円	1円
新株予約権の行使期間	2014年5月1日から 2044年3月20日まで	2016年5月1日から 2023年5月31日まで	2015年6月1日から 2045年4月23日まで
取締役（社外取締役を除く）	保有者数 1名 保有数 100個 目的である株式の数 10,000株	保有者数 1名 保有数 20個 目的である株式の数 2,000株	保有者数 1名 保有数 44個 目的である株式の数 4,400株

	第10回新株予約権	第12回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議の日	2014年6月25日 当社定時株主総会 2015年4月23日 当社取締役会	2017年6月27日 当社定時株主総会 2018年3月14日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2018年5月11日 当社取締役会
新株予約権の数	200個	200個	88個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	20,000株	20,000株	8,800株
新株予約権の発行価額	12,018,000円	16,863,200円	10,744,800円
株式の発行価額	762円	1,539円	1円
新株予約権の行使期間	2017年6月1日から 2024年5月31日まで	2020年4月1日から 2027年5月31日まで	2018年6月1日から 2048年5月11日まで
取締役（社外取締役を除く）	保有者数 1名 保有数 12個 目的である株式の数 1,200株	保有者数 1名 保有数 7個 目的である株式の数 700株	保有者数 1名 保有数 88個 目的である株式の数 8,800株

	第 1 6 回新株予約権	第 1 7 回新株予約権
発 行 決 議 の 日	2013年6月26日 当社定時株主総会 2019年3月14日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2020年2月20日 当社取締役会
新 株 予 約 権 の 数	15個	140個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,500株	14,000株
新株予約権の発行価額	1,236,450円	8,361,640円
株式の発行価額	1円	1円
新株予約権の行使期間	2019年3月30日から 2049年3月13日まで	2020年3月10日から 2050年2月19日まで
取締役(社外取締役を除く)	交付者数 2名 保有数 15個 目的である株式の数 1,500株	交付者数 2名 保有数 140個 目的である株式の数 14,000株

(注) 第8回、第10回、第12回新株予約権について、取締役が保有している新株予約権は、いずれも使用人として付与されたものです。(使用人兼務取締役に對し使用人報酬として付与された場合を含みます。)

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

	第 2 0 回新株予約権	第 2 1 回新株予約権
発 行 決 議 の 日	2019年6月25日 当社定時株主総会 2021年4月12日 当社取締役会	2020年6月26日 当社定時株主総会 2021年4月12日 当社取締役会
新 株 予 約 権 の 数	100個	200個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,000株	20,000株
新株予約権の発行価額	6,332,400円	8,058,200円
株式の発行価額	1円	668円
新株予約権の行使期間	2021年5月1日から 2051年4月11日まで	2023年5月1日から 2030年5月31日まで
交付した当社使用人(当社役員を除く)	保有者数 11名 保有数 100個 目的である株式の数 10,000株	保有者数 71名 保有数 200個 目的である株式の数 20,000株

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 野 文 則	事業推進本部長、経営管理本部長 一般社団法人千代田区観光協会 アドバイザー (株)こんぷりん 代表取締役会長 (株)MMSマーケティング 取締役 大江戸今昔めぐり製作委員会 委員長 (株)クナイ 社外取締役
取 締 役	大 谷 英 也	経営管理部長 (株)こんぷりん 監査役 (株)MMSマーケティング 監査役
取 締 役	小 林 忠 男	無料公衆無線LAN整備促進協議会 議長 802.11ah推進協議会 会長 無線LANビジネス推進連絡会 顧問 (株)ウィング・ケイ 代表取締役
取 締 役	岩 渕 弘 之	(株)MMSマーケティング 代表取締役 (株)jek iインタラクティブ・コミュニケーションズ 社外取締役
常 勤 監 査 役	小 山 信 行	
監 査 役	小 林 義 典	(株)トゥリー 社外監査役 (株)ステージハンド 社外監査役
監 査 役	小 林 弘 樹	(株)アキュレートアドバイザーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち小林忠男氏、岩渕弘之氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち小山信行氏、小林義典氏、小林弘樹氏は社外監査役であります。
3. 小林弘樹氏は東京証券取引所が指名を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役 小林義典氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の構成は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員社長	杉 野 文 則	CEO、事業推進本部長、経営管理本部長
執行役員常務	須 田 浩 史	CTO、ワイヤレス・イノベーション事業部長
執行役員	大 谷 英 也	CFO、経営管理部長
執行役員	馬 谷 聡	インテグレーション部長
執行役員	森 田 九 二 彦	ワイヤレス・イノベーション事業部 副事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度におそれることによりその職務の執行が萎縮することがないように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務執行に関し損害賠償請求がなされることによって生じる損害を当該保険契約により限度額5億円の範囲で填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社又は子会社に属する取締役・監査役・管理職従業員並びに共謀したとされる従業員、またそれらの配偶者、法定相続人であり、当連結会計年度において支払った保険料の全額を当社が負担しております。役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、雇用にかかる請求については除外しているほか、有価証券報告書等の虚偽記載等にかかる請求については免責額を設定し補填の対象から除外しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日の取締役会決議により、役員報酬等の決定に関する基本方針を決定し、その中で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めました。（ただし、業績連動報酬の個人別の額の決定方法については、2014年6月24日開催の第16期定時株主総会の決議により決定済であります。）

取締役の報酬は、月額報酬である基本報酬、単年の営業成績（税金等調整前当期純利益（連結計算書類を作成しない場合は税引前当期純利益。以下同。））に応じて支給額を決定する業績連動報酬、非金銭報酬等として中期計画の達成度合い等に応じて割当数を決定する株式報酬型ストック・オプションの3つにより構成されており、個人別の報酬等は以下の通り決定することとしております。

業績連動報酬は税金等調整前当期純利益の10%としておりますが、事業年度ごとの企業価値向上に向けた活動の成果であることから妥当な指標と考えております。

基本報酬（月額報酬）	代表取締役社長、専務取締役、常務取締役、取締役の区分（役位）と常勤非常勤の別ごとに目安額を設けるものとし、その範囲内において各人の職務内容、実績、経験を勘案して決定する。
業績連動報酬	代表取締役を100とし、専務取締役を30、常務取締役を25、業務執行取締役を20とする比率で配分する。
株式報酬型ストック・オプション	業績連動報酬の配分に準じる。但し、業績への貢献度合いに応じて増減することがある。また、業務執行を行わない取締役に割り当てる場合は、在職年数、実績等を勘案して決定する。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、上限額まで支給する場合は、基本報酬8（65.6%）に対し、業績連動報酬3（24.6%）、株式報酬型ストック・オプション1.2（8.2%）の割合となります。当連結会計年度における実績は、基本報酬が100.0%、業績連動報酬が0.0%、株式報酬型ストック・オプションが0.0%であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	最新の株主総会決議	員数※	備 考
取締役	基本報酬（月額報酬）	2021年6月25日	4名	年額80,000千円以内
	業績連動報酬	2014年6月24日	4名	年額30,000千円以内
	株式報酬型ストック・オプション	2021年6月25日	4名	年額12,000千円以内
監査役	基本報酬（月額報酬）	2006年6月22日	4名	年額15,000千円以内
	株式報酬型ストック・オプション	2021年6月25日	3名	年額 3,000千円以内

※当該決議を行った株主総会終結時点の取締役または監査役の員数であります。

取締役の基本報酬については、内数として社外取締役の報酬額（年額16,000千円以内）を定めており、当該決議を行った株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名であります。

また、取締役の株式報酬型ストック・オプションについては、内数として社外取締役の報酬額（年額2,000千円以内）を定めており、当該決議を行った株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、上記株主総会決議において個別の額の計算方法が決定している業績連動報酬、取締役会決議により個別の割当数を決定している株式報酬型ストック・オプションを別として、基本報酬（月額報酬）については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役杉野文則が取締役の個人別の報酬額の具体的金額を決定しております。なお、全ての取締役は、事前もしくは委任決議に際して議長である代表取締役より凡その額の説明を受けており、上記決定方針の範囲内での委任であることを確認しております。また、個別の決定額が、上記決定方針の範囲外であるとの指摘が皆無であることから、当該方針に沿って決定されたものと判断しております。

委任される権限の内容は、上記決定方針の範囲内であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役であり取締役会の議長として構成員の報酬額の決定に関与と責任を持つのが妥当と考えているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	取締役 （うち社外取締役）		監査役 （うち社外監査役）		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬（月額報酬）	5名 (3名)	43,320千円 (5,400千円)	3名 (3名)	9,150千円 (9,150千円)	8名	52,470千円
業績連動報酬	—	—	—	—	—	—
非金銭報酬 (株式報酬型ストック・オプション)	—	—	—	—	—	—
計	5名 (3名)	43,320千円 (43,320千円)	3名 (3名)	9,150千円 (9,150千円)	8名	52,470千円

(注) 当連結会計年度においては、税金等調整前当期純損失を計上したため、業績連動報酬は支給しないことといたしました。また、上記には、使用人兼務取締役1名に対する使用人報酬9,120千円は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係

取締役小林忠男氏は、(株)ウィング・ケイの代表取締役を兼務しております。当社とは資本関係はありませんが、2021年6月までコンサルティング契約を締結しており、当連結会計年度における取引高は0百万円であります。また、同氏は無料公衆無線LAN整備促進協議会等の無線・通信技術に関する各種団体の会長・顧問等を歴任されており、当社はこれら団体等への関与を通じて情報の収集、提携先・顧客の開拓等に活用しております。

取締役岩渕弘之氏は、(株)MMSマーケティングの代表取締役を兼務しております。同社は、当社が29.6%の議決権を有する持分法適用会社であり、当社は同社の業務の一部を受託しております。当連結会計年度における取引高は19百万円であります。また、岩渕氏は(株)jekiインタラクティブ・コミュニケーションズの非常勤取締役（社外取締役）を兼務しております。同社は、当社が10%の議決権を有しておりますが、取引関係はございません。

② 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

監査役小林義典氏は、(株)トゥリー・(株)ステージハンド両社の非常勤監査役（社外監査役）を、監査役小林弘樹氏は、(株)アキュレートアドバイザーズの代表取締役を、それぞれ兼務しております。なお、前述の3社と当社の間には、資本関係及び取引関係はございません。

③ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動内容
取締役	小林 忠男	2021年6月就任後、当期開催の取締役会11回全てに出席し、当社の事業分野と関連の深い通信などの企業・団体における豊富な経験と幅広い知識をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
取締役	岩渕 弘之	当期開催の取締役会13回全てに出席し、当社の事業分野と関連の深い鉄道・広告などの企業における豊富な経験と幅広い知識をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
監査役	小山 信行	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち10回に出席し、上場・開示・コンプライアンス等のコンサルティング業として培われた専門的な知識・経験等をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
監査役	小林 義典	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回全てに出席し、特に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、当社の経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
監査役	小林 弘樹	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席し、不正に関わる捜査・調査の専門的な知識・経験等をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小林忠男氏は通信、取締役岩渕弘之氏は鉄道・広告、とそれぞれ当社の主要な事業分野に関して実務・経営両面において豊富な経験と知識を有していることから、当社の事業展開において有意義な助言・指導を期待しております。両氏は、取締役会に付議される当社事業計画、予算や重要な案件の審議にあたり、専門的・経営的見地から技術・顧客・市場動向やリスク等について適切な見解、修正意見を適宜述べております。

5. 会計監査人の状況(2022年3月31日現在)

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に対する報酬等

① 当連結会計年度にかかる会計監査人としての報酬等の額

17,500千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

17,500千円

(注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社子会社の株式会社こんぷりんは、当社と会計監査人との間の監査契約においては、レビュー対象に含まれておりません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度末において当社は利益剰余金のマイナスを計上しております。今後の業績の進展により、利益剰余金の累計が相当額に達した際に、配当方針を含む株主還元方針を策定することといたします。なお、現在においては、利益剰余金の累計額が十分ではないため、策定しておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【758,592】	【流 動 負 債】	【161,361】
現 金 及 び 預 金	365,368	買 掛 金	39,404
売 掛 金	254,658	未 払 金	25,488
契 約 資 産	1,706	未 払 法 人 税 等	3,162
仕 掛 品	10,347	契 約 負 債	81,443
原 材 料	27,332	そ の 他	11,862
前 渡 金	58,290	【固 定 負 債】	【27,532】
そ の 他	40,888	資 産 除 去 債 務	24,129
【固 定 資 産】	【182,855】	繰 延 税 金 負 債	3,402
(有形固定資産)	(34,695)	負 債 合 計	188,893
建 物	27,633	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 及 び 備 品	4,434	【株 主 資 本】	【612,220】
土 地	2,627	資 本 金	930,624
(無形固定資産)	(801)	資 本 剰 余 金	12,546
ソ フ ト ウ ェ ア	366	利 益 剰 余 金	△328,829
電 話 加 入 権	434	自 己 株 式	△2,119
(投資その他の資産)	(147,359)	【新 株 予 約 権】	【135,109】
投 資 有 価 証 券	93,930	新 株 予 約 権	135,109
差 入 保 証 金	29,469	【非支配株主持分】	【5,223】
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	15,115	非 支 配 株 主 持 分	5,223
そ の 他	8,844	純 資 産 合 計	752,554
資 産 合 計	941,447	負 債 ・ 純 資 産 合 計	941,447

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		1,021,205
【売上原価】		556,118
売上総利益		465,087
【販売費及び一般管理費】		609,719
営業損失		144,632
【営業外収益】		
受取利息	694	
雇用調整助成金	904	
受取手数料	4,513	
雑収入	78	6,192
【営業外費用】		
支払利息	80	
持分法による投資損失	9,301	
雑損失	655	10,037
経常損失		148,478
【特別利益】		
投資有価証券売却益	2,249	2,249
【特別損失】		
投資有価証券評価損	27,167	27,167
税金等調整前当期純損失		173,395
法人税、住民税及び事業税	928	
法人税等調整額	△17,707	△16,779
当期純損失		156,616
非支配株主に帰属する当期純損失		744
親会社株主に帰属する当期純損失		155,872

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	中里 直記
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	安達 博之
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーマップの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に、下記の事項が記載されている。

1. 従業員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与
2. 従業員に対する税制適格型ストック・オプションとしての新株予約権の付与
3. 役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【744,486】	【流 動 負 債】	【157,917】
現 金 及 び 預 金	351,194	買 掛 金	36,031
売 掛 金	254,652	未 払 金	25,488
契 約 資 産	1,706	未 払 法 人 税 等	3,092
仕 掛 品	10,347	契 約 負 債	81,443
原 材 料	27,332	前 受 金	4,694
前 渡 金	58,290	預 り 金	7,167
そ の 他	40,963	【固 定 負 債】	【27,532】
【固 定 資 産】	【168,367】	資 産 除 去 債 務	24,129
(有形固定資産)	(34,695)	繰 延 税 金 負 債	3,402
建 物	27,633	負 債 合 計	185,449
工 具 器 具 及 び 備 品	4,434	純 資 産 の 部	
土 地	2,627	【株 主 資 本】	【592,296】
(無形固定資産)	(801)	(資 本 金)	(930,624)
ソ フ ト ウ ェ ア	366	(資 本 剰 余 金)	(12,546)
電 話 加 入 権	434	資 本 準 備 金	12,546
(投資その他の資産)	(132,871)	(利 益 剰 余 金)	(△348,754)
投 資 有 価 証 券	70,942	利 益 準 備 金	600
関 係 会 社 株 式	8,500	その他利益剰余金	△349,354
差 入 保 証 金	29,469	別 途 積 立 金	2,020
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	15,115	繰 越 利 益 剰 余 金	△351,374
そ の 他	8,844	(自 己 株 式)	(△2,119)
資 産 合 計	912,854	【新 株 予 約 権】	【135,109】
		(新 株 予 約 権)	(135,109)
		純 資 産 合 計	727,405
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	912,854

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		1,021,178
【売上原価】		557,522
売上総利益		463,655
【販売費及び一般管理費】		606,839
営業損失		143,183
【営業外収益】		
受取利息	694	
受取配当金	1,496	
雇用調整助成金	904	
受取手数料	4,513	
雑収入	78	7,687
【営業外費用】		
支払利息	80	
出資金運用損	1,181	
雑損失	655	1,917
経常損失		137,413
【特別利益】		
投資有価証券売却益	2,249	2,249
【特別損失】		
投資有価証券評価損	27,167	27,167
税引前当期純損失		162,330
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	△17,707	△16,849
当期純損失		145,481

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員
指定社員 公認会計士 安達 博之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーマップの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に、下記の事項が記載されている。

1. 従業員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与
2. 従業員に対する税制適格型ストック・オプションとしての新株予約権の付与
3. 役員に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社ビーマップ 監査役会

常勤監査役 小山 信 行 ㊟

監 査 役 小林 義 典 ㊟

監 査 役 小林 弘 樹 ㊟

(注) 常勤監査役小山信行、監査役小林義典、監査役小林弘樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の拡大に対応するため、定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を次のとおり変更するものであります。

- （1）変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。
 - （2）変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - （3）株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - （4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- 上記のほか、条数の一部を整理するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14.（本文省略） <u>（新設）</u> 15. ～21.（本文省略） （株主総会参考書類等のインターネット開示） <u>第14条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u> < 新 設 >	（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14.（現行どおり） <u>15. 電気通信事業法に基づく電気通信事業</u> <u>16. 建設工事、電気工事、電気通信工事の施工及び請負</u> 17. ～23.（現行どおり） < 削 除 > （株主総会資料の電子提供措置） <u>第14条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現行定款	変更案
(事業年度及び決算期) 第47条 (本文省略) 第48条～第50条 (本文省略) (導入の目的および濫用型買収累計) 第51条 (略) 取締役会は第55条第1項に基づき (略) 第52条～第55条 (本文省略) < 新 設 >	(事業年度及び決算期) 第48条 (現行どおり) 第49条～第51条 (現行どおり) (導入の目的および濫用型買収累計) 第52条 (略) 取締役会は第56条第1項に基づき (略) 第53条～第56条 (現行どおり) (附則) <u>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 従業員に対する税制適格型ストック・オプション（新株予約権）発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり、当社従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社使用人と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的とし、ストック・オプション制度を実施するため、またその発行価額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから相当であると存じます。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権200個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式20,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価額を基準として、当社取締役会において決定する。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、又は株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場

合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は当社が自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われる場合には、行使価額は当該株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から起算して 2 年を経過した月から 2032 年 5 月 31 日までの期間とする。

④新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合（死亡の場合を除く）はこの限りでない。

新株予約権者は、権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権の割当の日以降、当社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。新株予約権者が死亡した場合、相続開始後 1 年以内に限り、その相続人が新株予約権を行使できるものとする。但し相続人死亡による再相続は認めない。

この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の取得事由及び条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は権利を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

上記⑦に準じて決定する。

⑨新株予約権の行使により生じる 1 株に満たない端数の取り扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上